

小美玉市まちづくり組織連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、小美玉市まちづくり組織連絡会(以下「連絡会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、小美玉市まちづくり審査会に認定されたまちづくり組織(以下「まちづくり組織」という。)

相互および行政との連携強化と連絡調整を図り、まちづくり活動を活性化し、小美玉市の協働のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくり活動についての意見交換
- (2) まちづくりに関する情報・資料等の収集、提供
- (3) 会員の資質向上を目的とする活動
- (4) 行政との連絡調整およびまちづくりに関する提案
- (5) その他連絡会の目的の達成に必要な活動

(会員)

第4条 連絡会の会員は、まちづくり組織の資格を有した団体とする。

(役員)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 書 記 2名
- (5) 会 計 2名
- (6) 監 査 2名
- (7) 広報部長 1名

2 役員は、総会において会員の代表者の中から選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、連絡会を代表し、会議を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けるときは、その職を代行する。

3 幹事は、連絡会の運営・企画調整をする。

4 書記は、連絡会の庶務に従事し、記録を作成する。

5 会計は、連絡会の収入・支出に関する事務を行う。

6 監査は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

7 広報部長は、広報に関する事業を執行する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

2 役員は、辞任または任期終了後でも後任者が就任するまでの期間は職務を行う。

3 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集する。

2 議長は、会長が務める。

3 総会は、年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

4 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の制定および改正

(2) 事業計画および事業報告

(3) 予算および決算

(4) 役員の選任

(5) その他連絡会の運営に関する重要事項

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長、幹事、書記、会計、監査、広報部長をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 議長は、会長が務める。

3 審議事項は、役員会が必要と認めた事項とする。

(部会)

第10条 連絡会の会員は、連携強化と連絡調整を一層図るため、まちづくり組織の種類別に部会を設けることができる。

(議決)

第11条 総会および役員会は、構成員の過半数(委任状を含む)の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

2 可否同数のときは、議長が決するものとする。

3 会長は、必要があると認めた時は、書面をもって意見を求め、会議の議決に代えることができる。

(経費)

第12条 連絡会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 連絡会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連絡会の事務局は、当分の間、小美玉市役所市長公室市民協働課に置く。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、連絡会に必要な事項は役員会において別に定める。

附則 この規約は、平成20年12月25日から施行する。

附則 この規約は、平成25年5月17日から施行する。

附則 この規約は、平成26年5月15日から施行する。

附則 この規約は、令和3年4月30日から施行する。